# 西北九州市公報

### 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**上** 次

◇ 告 示 ページ
○ 道路の区域変更【建設局道路部管理課】
② 道路の供用開始【建設局道路部管理課】
③ 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】
4
◇ 公 告
○ 北九州広域都市計画下水道の変更案の縦覧【上下水道局下水道部下水道計画課】

北九州市告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

## 1 道路の種類 市道

## 2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 0 4 6	長野 6 9 号線	前	小倉南区長野東町634番 1地先から 小倉南区長野東町635番 3地先まで	6.0	51.9
		後	小倉南区長野東町634番 1地先から 小倉南区長野東町23番1 7地先まで	6. 0 ~ 7. 0	51.9
4 9 6 4	長野東 町1号 線	前	小倉南区長野東町23番1 7地先から 小倉南区長野東町23番1 1地先まで	6. 0 ~ 9. 6	36. 7
		後	小倉南区長野東町23番17地先から 小倉南区長野東町23番1 1地先まで	6. 0 ~ 11. 2	34. 6

北九州市告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり令和4年3月2日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
3 0 4 6	長野69号線	小倉南区長野東町634番1地先から 小倉南区長野東町23番17地先まで
4 9 6 4	長野東町1号線	小倉南区長野東町23番17地先から 小倉南区長野東町23番11地先まで

北九州市告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称 長行緑光苑町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	中島克己	北九州市小倉南区長行西三丁目2番1
		2 号
変更後	南谷和良	北九州市小倉南区長行西四丁目1番6
		号

#### 3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区長行西四丁目9番1号
変更後	北九州市小倉南区長行西四丁目1番6号

## 4 変更年月日

令和3年4月1日

北九州市公告第129号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦 覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和4年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
  - 下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域 変更する部分 新町処理区及び北湊処理区の各一部
- 3 都市計画の変更案の縦覧場所北九州市小倉北区大手町1番1号北九州市上下水道局下水道部下水道計画課
- 4 縦覧期間

令和4年3月2日から同月16日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案についての意見を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年3月16日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。